令和6年度 杵築市行政DX推進・デジタル化支援委託業務 仕様書

1. 業務の概要

1.1. 業務名

令和6年度 杵築市行政DX推進・デジタル化支援委託業務

1.2. 目的

本業務は、市民の利便性向上及び業務効率化のため、専門人材を有する事業者の支援を受け 杵築市の行政 D X を推進することを目的とする。

1.3. 業務の内容

- (1) 行政 D X 推進・デジタル化支援業務
- ①業務概要

汎用電子申請システム(LoGo フォーム)及び RPA・AI-OCR 等の各種デジタルツールを活用し、デジタル化の推進、業務効率化の取組を技術的に支援する。

②打合せ

業務の内容について、予め杵築市総務課と十分に打ち合わせること。

③支援業務を行う者

支援業務を行う者は、汎用電子申請システム(LoGo フォーム)及び RPA・AI-OCR 等の各種デジタルツールや自治体の行政 D X に精通した者とすること

4 業務場所

杵築市大字杵築377番地1他 杵築市役所、各庁舎、出先機関及び受託者事業所

- ⑤業務内容
 - ア 汎用電子申請システム(LoGo フォーム)作成支援
 - ・市町村行政DXの共同目標「行政手続きの電子化」の着実な導入支援(10手続き以上での電子化・公開の支援)
 - イ RPA (WinActor)、AI-OCR (DX Suite) 活用支援
 - ・活用可能業務の掘り起こし及び導入の支援
 - ウ ノーコードアプリ作成システム(kintone)活用支援
 - ・活用可能業務の掘り起こし及び導入の支援

(イ及びウ、計2業務以上の活用可能業務ヒアリング実施の支援)

- エ 上記デジタルツールの活用事例紹介、操作研修、サポート
 - ・事例紹介及び研修実施(各ツール1回以上)
- ※杵築市での支援業務に必要なパソコン及びシステム等については、別途杵築市で準備する。
- ※上記記載の数値目標については、杵築市としての達成目標として定めたものであり、

受注者にその達成を求めるものではない。

⑥支援業務日数等

杵築市での支援業務日数は、18日以上(1回あたり7時間程度)とする。

⑦実施体制

受託者は支援業務遂行に必要な実施体制を整えること。

(2) 実績報告

- (1)の実施後、杵築市が定める期間内に杵築市が定める様式により、杵築市に報告する。
- ①報告資料
 - ア 月報 (業務支援実施月のみ)
 - イ 委託業務完了報告書(全ての業務が完了した後に提出)

1.4 契約期間

本業務に係る契約期間は、契約締結日から令和7年3月25日までとする。なお、11月 第3週から支援業務を開始できるよう必要な準備を進めること。

2. その他

2.1. 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。また、本業務の過程で得られた記録等を杵築市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに杵築市に返却すること。

2.2. 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するにおいて、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなけれ ばならない。

委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

2.3. その他

- (1) 受託者は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本委託業務の実施に支 障を来すことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、杵築市と協議の上決定する。